

# ストックホルム条約第9回締約国会議（COP9）にて

## 附属書AへのPFOA等の追加について

2019年4月29日～5月10日に、残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約(POPs条約)の第9回締約国会議(COP9)が開催され、新たに「ジコホル」及び「ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質」を同条約の附属書A(廃絶)に追加することが決定されました。これらの物質については、今後、国際的に協調して製造・使用等の廃絶に向けた取組を行うこととなります。

この決定により改正される附属書の発効は、附属書への物質追加に関する通報を国連事務局が各締約国に送付してから1年後になります。日本においては、それまでに、条約で定められている規制内容に基づき、国内で担保するための所要の措置を講ずることになっています。

### 決定された主な規制内容

「ジコホル」: 製造・使用等の禁止(特定の用途を除外する規定なし)

「ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質」: 製造・使用等の禁止

以下の用途を除外する規定あり(注1)

- ・半導体製造におけるフォトリソグラフィ又はエッチングプロセス、フィルムに施される写真用コーティング
- ・作業保護のための撥油・撥水繊維製品
- ・侵襲性及び埋込型医療機器
- ・液体燃料から発生する蒸気の抑制及び液体燃料による火災のために配備されたシステム(移動式及び固定式の両方を含む。)における泡消火薬剤
- ・医薬品の製造を目的としたペルフルオロオクタブロミド(PFOB)の製造のためのペルフルオロオクタンヨージド(PFOI)の使用(最長2036年までの適用除外が認められ、COP13(2027年)以降、隔年会ごと(4年ごと)にその必要性が評価される)
- ・以下の製品に使用するためのポリテトラフルオロエチレン(PTFE)及びポリフッ化ビニリデン(PVDF)の製造
  - 高機能性の抗腐食性ガスフィルター膜、水処理膜、医療用繊維に用いる膜
  - 産業用廃熱交換器
  - 揮発性有機化合物及びPM2.5微粒子の漏えい防止可能な工業用シーリング材
- ・送電用高圧電線及びケーブルの製造のためのポリフルオロエチレンプロピレン(FEP)の製造
- ・Oリング、Vベルト及び自動車の内装に使用するプラスチック製装飾品の製造のためのフルオロエラストマーの製造

注1) 個別の適用除外の規定については、その効力が発効した日から5年を経過した時点で、その適用除外の効力が失われることになっています。

日本としてこれらの用途を適用除外とするか否かについては、今後、国内で検討されることになっています。

資料 2019年5月14日付 経済産業省ニュースリリース

分析技術箇所 長谷川知草

